

平成25年度 第1回文京区地域福祉推進協議会 障害者部会

日時 平成25年5月14日(火) 午後1時30分 開会
場所 シビックセンター3階障害者会議A会議室
出席者 部会長 高山 直樹(東洋大学社会学部教授)
部会員 安東 治家(文京区歯科医師会)
宇賀治みや子(文京区民生委員・児童委員協議会)
佐藤 澄子(文京区知的障害者の明日を創る会)
安達 勇二(あせび会支援センター)
境 弥生(公募区民)
猿渡 達明(公募区民)
住友 孝子(文京区心身障害福祉団体連合会)
山口 恵子(文京区知的障害者の明日を創る会)
伊藤 明子(文京区家族会)
江澤 嘉男(社会福祉法人 文京槐の会)
山野 順一郎(文京区特別支援学級連絡協議会)
田中 文代(文京福祉センター幼児部父母会)
溝畑 雄二(東京商工会議所文京支部)
清野 亜美(株式会社 A.Ver)
区幹事 渡邊 了(障害福祉課長)
渡邊 洋子(保健衛生部参事 事務取扱 予防対策課長)
新名 幸男(保育課長)
大久保延広(教育指導課長代理)
福澤 正人(福祉センター所長)
オブザーバー 志村 健一(東洋大学社会学部教授)

計21名

1 委嘱式

○渡邊障害福祉課長：

皆様、こんにちは。定刻になりましたので、第1回文京区地域福祉推進協議会障害者部会を開始させていただきたいと思えます。

本日は平成25年度の第1回ということでございまして、次第にあるとおり、委嘱式と障害者部会の二本立てでございます。

まずは委嘱式のほうを始めさせていただきたいと思えます。本来であれば区長からの委嘱となりますけれども、代理で福祉部長の八木から委嘱をさせていただきます。では、よろしくお願いいたします。

〈委嘱状交付〉

○渡邊障害福祉課長：

委員の委嘱は以上で終了いたします。

では、次第に沿いまして進めさせていただきます。

部長挨拶ということで、福祉部長、八木から一言挨拶を申し上げます。

○八木福祉部長：

皆様、こんにちは。福祉部長の八木でございます。

本日は大変お忙しいところ地域福祉推進協議会障害者部会へご参集いただきまして、ありがとうございます。

こちらの会議は、私ども区からの委嘱ということでお願いをしている委員の皆様、それから区の職員、それから関係各位の皆様、それから学識経験者ということで構成させていただいております。

この中で文京区の地域福祉を推進していくというために便宜上4つの部会に分けておりまして、1つは子ども部会、もう一つは高齢者介護保険部会、それから保健ですね、健康のほうの保健という意味、さらに4つ目としてこの障害者部会と、こういうふうになっています。その一つの部会を担っていただくということで、今お手元でございますけれども、黄色い計画、こちらが前回つくっていただいて24年から26年までの3カ年計画なんですけど、今年度25年度ということで既にここから次の計画をどうするかということを着手していかないと、また次の計画にきちんとバトンタッチができないということになっております。したがって、皆様方のご意見、それから、私どもアンケートもとらせていただきますけれども、こういったものをどのように評価して、どういう計画に生かしていくかと、このようなことを通じて、またよりよい計画づくりをしていただいて、私どもはまたそれを責任を持って進行管理をしていくと、このようなことでまずは障害者福祉の向上ということを目指していきたいと考えておりますので、皆様方におきまして、お忙しい中ではございますけれども、どうぞお力添えをいただきたいと存じております。高山部会長様には、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますけれども、ご挨拶ということでどうぞよろしくお願いいたします。

す。ありがとうございます。

○渡邊障害福祉課長：

ありがとうございました。福祉部長、八木におきましては、この後公務がございましたので、ここで退席をさせていただきます。（八木福祉部長 退席）

○渡邊障害福祉課長：

それでは、続きまして、委嘱式の3番目でございます委員の紹介でございます。

先ほど八木福祉部長からお話がありましたけれども、今回の文京区の地域福祉推進協議会の設置要綱第8条5項に、区長である本部長が部会長を指名するという規定がございまして、今年度につきましても、学識経験者として引き続き東洋大学社会学部教授の高山教授を指名させていただいております。今回、皆様初めて会うという方もいらっしゃるかと思いますので、お一言ずつ自己紹介をお願いできればと思います。僭越ではございますけれども、安東治家様のほうから順番にお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

〈委員紹介〉省略

○渡邊障害福祉課長：

ありがとうございました。区側のほうの委員でございますけれども、これまでは区側も委員という形だったんですが、今年度要綱の改正がございまして、幹事的な立場で今後参加をさせていただくという形になります。

〈区側幹事紹介〉省略

○渡邊障害福祉課長：

そして、私の左にいらっしゃる東洋大学社会部の志村教授につきましましては、今回の質的調査の協力をお願いするという形で、今回はオブザーバーで入っていただいて、次回からは実際に契約が終わりますので、担当と一緒に仕事ができるかなと思ってございます。志村教授です。

○志村オブザーバー：

志村です。よろしくお願いいたします。

○渡邊障害福祉課長：

以上のメンバーで行います。申しおくれました、私、障害福祉課長の渡邊でございます。1年、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここからの進行につきましましては高山部会長にお任せをいたしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

2 障害者部会

○高山部会長：

それでは、どうぞよろしく願いいたします。久しぶりの方と、それから新しい方、どうぞよろしく願いします。

私、東洋大学で社会学部社会福祉学科で障害者福祉法であるとか、あるいは障害あるいは高齢者の権利を守るという権利擁護のところの研究と教育をしています。東洋大学に来て10年目になりますけれども、この前、研究所を掃除していましたら、ちょうど皆さん委嘱状を渡されましたところですが、15枚ありました。それだけいろいろかかわらせていただいて、私も学ばせていただいたというふうに思います。

国の動きでは、障害者権利条約というものを批准するために今いろいろな仕組みづくりとか、法律の整備をしており、4月の終わりには国会に今まで障害者差別禁止法という名称で議論していましたが、障害者差別解消法という名前で国会に出されました。今もちょうど国の制度改革の会議で議論していますけれども、これを早く成立させようということ今動きがあります。文京区におきましても、今年から当事者の方の声をしっかり聞くというところで地域自立支援協議会の中にこの当事者部会というものを立ち上げて、当事者の方々にも参画をしていただいている議論していただくという形になっています。この間、いろいろ文京区は取り組みをしまして、当事者の方の声を中心にということで、地域フォーラムとかそういうことも含めていろいろ活動してきている流れの中で、この部会が立ち上がったということです。

ちょっと長くなりますが、ここに書いてありますように、24年度から26年度までの計画が今あります。実は27年度から新しい計画のために、この計画の部会があるわけでありましてけれども、本来ならば27年度ですから、来年行えばいいんですけれども、あえてその前の年からやはり当事者の方の声をしっかり聞くというところに視点を置いて、今年度調査をしっかりとしていこうじゃないかというところで、大きな調査と、それから実際声を聞く調査を絡めて行っていく、その方法だとかそのあり方に関して、今年は皆さんに議論をしていただきたい、協議をしていただきたいと思いますので、ぜひその辺のところを皆さんのそれぞれの立場からいろいろな意見をお聞かせいただいて、いい調査、そして、いい計画に結びつけたいと思いますので、どうぞよろしく願いしたいと思います。

さて、それでは進行をさせていただきますが、出欠状況に関して、まずお願いします。

○渡邊障害福祉課長：

では、すみません。ここからは座らせていただいて、進行させていただきます。

まず、本日の出席状況でございますけれども、お手元の資料に名簿が入っているかと思っておりますけれども、齋田宗一委員が欠席のご連絡をいただいております。また、北島教育指導課長は代理、それから宇民教育センター所長については欠席ということでご連絡をいただいております。それからあと、上野邦子委員なんです、公募委員なんです、ご連絡がまだいただけていないので、恐らく遅刻でお見えになられるのか

などというふうに思います。出席状況は以上でございます。

○高山部会長：

それでは、資料の確認をお願いいたします。

○渡邊障害福祉課長：

では、あわせて次に資料の確認をさせていただきます。

事前にお送りさせていただいた資料以外に、席のほうにこのクリップどめのもの、中に資料の右肩のところに資料第2号、第3号、それから地域福祉推進協議会の会議の運用について、それから、文京区地域福祉推進協議会設置要綱、この都合で4点の資料がクリップどめされております。

それと、それ以外に平成17年に量的調査を行っているんですが、量的調査を行った際のアンケートの内容を別紙の形ですね、一番下にA3判でコピーをさせていただいたもの、こちらをご準備させていただきました。これについては後ほど時間があるときに見ていただければと思っております。

それから、あとは送らせていただいた資料のほう次第と、それから、こちら国の資料になりますけれども、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律の概要、いわゆる障害者総合支援法の国の資料、こちらです。それとあとは名簿がこちらですね。文京区地域福祉推進協議会障害者部会名簿、こちらが入っています。

資料としては以上の7点あれば大丈夫かと思っております。大丈夫でしょうか。

○高山部会長：

よろしいでしょうか。

次に、この部会の運営のルール、例えば傍聴であるとかそういうことのルールについて事務局より説明をお願いしたいと思います。

○渡邊障害福祉課長：

それでは、お手元の資料、席上配付の資料のホチキスどめの後ろから2枚目の資料になります。先ほど確認していただいた地域福祉推進協議会の会議運用についてでございます。読ませていただきます。

〈席上資料「地域福祉推進協議会の会議運用について」読み上げ〉省略

以上でございます。

○高山部会長：

今説明がありました、会議の運用について、この形で確認という形なんですけれども、よろしいでしょうか。これはほかの子どもあるいは高齢者の部会も同じものを使っているということなんですけれども、よろしいでしょうか。何かご質問があれば伺いますが。

では、これでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日の会議の予定というかプログラムについて事務局よりお願いいたします。

○渡邊障害福祉課長：

続きまして、次第をごらんください。

一番最初、第1回目の文京区地域福祉協議会の次第です。

6、議題のところですが。本日につきましては、この6の議題といたしまして、(1)文京区障害者実態・意向調査の概要について、これは資料を差しかえさせていただきますまして、席上資料第2号を使わせていただきます。それから、(2)上記の実態意向調査における質的調査、これについての議論、それから、3として参考資料をつけさせていただいているということになります。

今回、この議題に入る前に先ほど福祉部長のほうから話もちよっとあったんですが、今回のこの会議の位置づけをちよっと私のほうから事務局として補足の説明をさせていただきます。

こちらの資料、右肩に資料第1号というふうに書かせていただいているところをちよっと説明させていただきます。

こちらは平成25年4月から施行されまじたいいわゆる障害者総合支援法の国の資料です。こちらの2の概要の6、ちよっと真ん中右側になります。サービス基盤の計画的整備というところの③市町村は、障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握を行うことを努力義務化しましたということが書かれています。この6番について詳しい資料ですが、裏面をごらんください。こちらになります。サービス基盤の計画的整備の国のほうでは、詳しくはこういう形で考えているよというものです。

国のほうで今、基本指針の見直しがされています。議論が進んでいる最中です。それから、障害福祉計画、真ん中ですね。見直しとして市町村、都道府県の障害福祉計画、区でいいますと、先ほどちよっと見ていただいたこの黄色い冊子が障害福祉計画になるんですけども、こちらの中に障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として位置づけて、区として定めているものですが、こちらを見直しましたよということが書かれております。特にこの中の2番ですね。実態を踏まえた障害福祉計画の作成ということで努力義務ではあるんですけども、これまでも文京区は調査を続けておりますので、この中にあるとおり、市町村は障害者等々の心身の状況、その置かれている環境等を正確に把握、勘案して計画を作成するように努めるというこの文言を受けて、今年度後ほど説明をする調査をしていると。この調査に基づいて、先ほど部会長からもお話があったとおり、来年度計画の策定に入っていくという形になります。

ですので、今年度の位置づけは、国でいうこの障害福祉計画の見直しの中の実態を踏まえるための調査の内容について皆さんにご議論いただきたいということだということ及び、今ご説明しました全体の位置づけ中に今回のこの会議はあるということでご理解をお願いしたいということでございます。

それでは、議題(1)、(2)、こちらについては会長のほうでお願いしたいと思います。

○高山部会長：

それでは、本日の議題に入っていきたいと思いますが、今、渡邊課長からありましたように、障害者計画策定に向けた実態調査をするということでありまして。今から実施の内容について事務局より資料に基づいて説明していただいて、その後、委員の皆様

様からのご意見やご質問を伺いたいと思いますので、まず、事務局より概要について説明をお願いいたします。

○渡邊障害福祉課長：

それでは、資料第2号をごらんください。

今回皆様にお諮りする内容といたしましては、障害者（児）実態の意向調査の概要でございます。

1、目的としましては、平成26年度に予定をしております障害者計画策定に向けた計画の基礎資料となる障害者（児）の生活実態、障害福祉サービスの利用状況を調査するとともに、障害福祉施策への意向を把握するため実態意向調査を行うというものでございます。

調査の種類と対象者です。調査の対象、本調査におきましては、身体障害者、知的障害者、精神障害者、そして、この4月から対象になります難病患者及び障害児を対象とした量的な調査（アンケート調査）と区内の施設を利用する知的障害者を対象とした質的調査（グループインタビュー調査）の2種類を実施することを考えてございます。具体的に中身をもう少し詳しくご説明申し上げます。

量的調査、アンケート調査に関しましては、原則として悉皆調査を考えています。

（1）身体障害者実態調査につきましては、区内に居住又は区外施設に入所している身体障害者手帳の所持者、こちら約4,600名いらっしゃるんですが、この中で調査をします。この括弧の中にあるんですけれども、肢体不自由と内部障害については約3割の無作為抽出を行う。その他の障害については悉皆調査を行うということです。

具体的に内訳をごらんください。見ていただくとわかるとおりなんですが、肢体不自由の方が約2,300人でございますので、このうち約700人を抽出します。内部の障害については約1,540人程度いらっしゃいますので、こちらのうちの600人程度を抽出するというふうに考えています。それ以外の視覚、聴覚、音声言語障害の方については悉皆で行いたい、要するに母数の小さいところに関して、4けたに満たない3けたのところについては全て悉皆調査を行うという考え方でございます。

ですので、以下（2）の知的障害者実態調査につきましても、区内に居住又は区外施設に入所している手帳所持者約800人ですので悉皆調査を行う。それから、精神障害者の実態調査についても、区内居住の精神障害者福祉保健手帳所持者の約800人の方、悉皆でアンケートを行う。それから、（4）の難病患者実態調査、こちらは見ていただくとわかるんですが、区内に居住の難病患者、医療券の所持者ということになりますけれども、こちらが約1,600人、ただし、難病につきましては、非常にその疾病の種類が多いということと、発生の率が少ないということなので、こちらについてはそれこそ1疾病に関しては2けたぐらいになってしまいますので、結果として悉皆調査をせざるを得ないということで、悉皆調査を予定してございます。

（5）障害児実態調査につきましては、区で把握している区立の幼稚園特別保育児童、それから区立保育園障害児保育児童及び福祉センターに通所している児童並びに区立障害児小中学校特別支援学級、固定制・通級情緒障害学級及び言語・難聴学級在籍児童生徒と、あと特別支援学校在学の区内在住児童生徒及び育成室に障害児として入室している児童の約450人を悉皆で行いたいというふうに思っています。今まで挙

げてきた(1)から(5)で重複する方も当然いらっしゃることになるかとは思っておりますので、そちらについては重複しないように事務局のほうで抜いた上で調査をさせていただきたいというふうに思っています。それが量的調査です。

質的調査(グループインタビュー調査)については、区内施設を利用する18歳以上の愛の手帳の所持者の方を対象にグループインタビューをするというものです。

3、調査項目、量的調査に関しては、これまでも量的調査を行っておりますので、そちらを引き受ける形で対象者の属性や住居環境、介護状況等々こちらに書かれているようなことを調査項目とします。

裏面をごらんください。質的調査につきましては、グループインタビューということになりますので、余り細かくは聞けないこともあって、日中及び施設での過ごし方、今後希望する生活等を聞くという形になります。

4、調査方法です。量的調査に関しては、原則として郵送の配布、郵送回収ということを考えてございます。ただし、視覚障害者の方に関しましては、希望により訪問又は電話での聞き取り調査を実施することを予定してございます。質的調査に関しては、区内施設での訪問聞き取り調査を中心に行います。東洋大学との協働で実施する予定で考えているところであります。

5番目は調査の時期です。量的調査に関しては、今年の9月下旬から10月下旬、こちらに調査票を配布し、回収したいと思っております。質的調査に関しては、8月から9月上旬、グループインタビューの調査を実施したいと思っております。今後の直近のスケジュールになりますが、平成25年、5月14日障害者部会を行っておりますが、明日地域福祉推進本部、それから来週に地域福祉推進協議会、それから、7月中旬に第2回の障害者部会、8月に地域福祉推進本部、第2回の地域福祉推進協議会で、それを経てから8月から9月にグループインタビュー、9月上旬から末にその調査分析、9月下旬に調査票を郵送して、10月下旬に調査票を回収するということになります。ですので、ちょっと見ていただくとわかるんですが、8月から9月上旬に当たってグループインタビューを実施しつつ、量的調査は調査票を設計するという流れになります。最終的には年が明けて1月になりますけれども、1月の障害者部会に調査結果を報告させていただき、1、2月で本部と協議会にかけるといった形です。

ですので、一応今年度予定をしているのが障害者部会、本日が1回目ですが、第2回、第3回、年間3回程度、このぐらいの時期に行うということで委員の皆様にはご理解を頂戴できればと思います。

最後、その他ですけれども、今回質的調査、量的調査を2本立てで行いますが、この調査の分析結果については、1冊にまとめた報告形式として報告したいというふうに考えてございます。第2号の資料の説明は以上になります。

○高山部会長：

ありがとうございました。調査は大きく2つあって、量的調査というものと質的調査というものがあります。今、悉皆調査と書いてありますが、悉皆というのはほかの言葉でいうと全数、全部という意味なんですね。ですから、文京区に住んでいる方々あるいは区外施設の方も含めて全員にアンケートを送るといった形になります。しかし、送ってもどれだけ返ってくるかというその問題もあるんですけれども、全員に送ると。

だから、そういう悉皆調査と言うんですね。

しかし、同じ共通の項目というか同じ質問項目で全数のものをとるということになります。しかし、やはり障害のある方の生活というのは極めてそれぞれ違うわけでありまして、いろいろな生活の課題であるとか生活のしづらさみたいなものはやはり一人一人聞いていかなければわからないわけですね。そういう意味では、インタビューをしながらそういうことももう一方で確認をしていくという作業と二本立てでやるということになっていると、そういうことでありますけれども、何か具体的なことでも何でも結構ですけれども、ご質問やご意見があればと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

○住友委員：

肢体で2,300人、約700人の抽出とこちらに書いてありますけれども、これはご本人の場合と、私たちのような会に属しています子どもの場合と、親がかわりに調査票を書くという場合がありますよね。これも含めて700人ということなんでしょうか。

○渡邊障害福祉課長：

今、住友委員のおっしゃるとおりでございます。必ずしも重度の方で、ご自分で書けなければ介助の方が書いていただくという形になるというふうに考えています。

○高山部会長：

その問題がやっぱり出てきますね。

○住友委員：

そうですね。バランスがどうなのかなと。

○高山部会長：

本人あるいはご家族が書く、それから、これをどれだけ理解できる項目になっているかという部分ですね。ここら辺のところはまた項目の内容みみたいなものを議論していただきたいと思います。

○渡邊障害福祉課長：

お手元に参考資料としてお渡ししたものを見ていただくとわかるんですが、199ページの右側の部分、あなたについてお伺いをしますよという質問があって、問1で一番最初にその質問が出ていて、同じような形をこちらとしては考えています。この調査に回答されているのはどなたですかと。当てはまる回答を1つだけ選び丸をつけてください、この中にはあなた本人が回答しますよ、家族、親族の方がちょっと協力して回答していますよ、あるいは家族、親族の方が本人の気持ちを考えて回答していますよ、その他例えばヘルパーだけれども、独居の方でヘルパーが状況を見て書いていますよといったような形で設問をつくって調査をしていきたいというふうに思っています。

○佐藤委員：

統計をとるときには、この1、2、3、4に沿って一応何%とかというふうに出てきますか。

○渡邊障害福祉課長：

1、2、3、4とは。

○佐藤委員：

書いた人はあなたですかとか。

○渡邊障害福祉課長：

分析はその形でやっていくことになると思います。どれぐらいのパーセンテージで当人がしゃべっている、調査しているところは何%だというのは当然調査をして、それによってクロスにできるかもしれないし、そのあたりは調査項目、質問項目を作成、計画する段階で調査のこと、分析のことも視野に入れつつ進めていきたいというふうには思っています。

○高山部会長：

どうぞ。

○猿渡委員：

ここに書いてある区外施設というのは、都外施設に入所されている方ということですか。

○渡邊障害福祉課長：

都外に限らず、いわゆる施設入所をされている方。

○猿渡委員：

文京区で登録があつて。

○渡邊障害福祉課長：

そうですね。文京区が援護の主体、実施者としてやっている方ということになります。

○猿渡委員：

あともう一個なんですけれども、これと昨年いただいたもの、これと同じような形で新しいものが出るためにやるということですか。

○渡邊障害福祉課長：

そうですね。

○猿渡委員：

いろいろ制度を今も総合支援法だったり災害に関してとか、いろいろ少しずつサービスの内容とかがふえたりいろいろしている。そこら辺も内容的に変えて、この調査をしていくということでしょうか。以前のこれだと、制度が変わっていて今は入っていないものとかもあつたりすると思うので、必要な部分とかは加配していくと。

○渡邊障害福祉課長：

質問項目の総数としては、やはり余り負担になってもいけないので、条件が出てくるかと思っていますので、それを踏まえた上でアップデートしていきたいというのが一つあります。もう一方で、やはり調査というのは継続的に行っていて過去との比較も必要ですので、今回お手元に参考資料としてお届けしているこの資料ですが、今回にあたって分析をしたんですが、よくできています。よくできているものですから、これについては、基本これをベースにしつつ今の状態、サービスの状況を踏まえてやっていきたいと思っています。特によくできているなど実は思った点が207ページのところにあるんですけれども、これ平成17年なんです、やったのが。平成17年で既に災害対策であるとか情報提供についてアンケートをしておりますので、そのあたりも視野に入っていたのかと。

2枚めくってもらえますか。2枚めくってもらって、3枚目の下のところ、これですね。ですので、基本はアップデートしますけれども、割とよくできていたのかなというふうに評価はしています。

○猿渡委員：

例えば今、要援護者名簿にかいつまんで昨年ちょっと改正にもなったんですけども、いろいろ援護者名簿を知っている方とか知らない方とかそこら辺があるので、今回のこの調査をするに当たって、できれば要援護者名簿に関して少しプライバシーとかにかかわることもあるかと思うんですけども、文京区の中で要援護者名簿を登録するとかしないとかというところも少しあったら、これからの災害とかに関してのかわり方みたいな部分とかも出てくるのかなと。

○渡邊障害福祉課長：

そうですね。そういったご意見とあわせて国のほうで災害時要援護者名簿の策定義務が区市町村に課せられています。それについてどういう形でこれから対応していくのか、防災課が中心になると思うんですけども、そこと連携をとりながらやっていくことになるかなというふうに思っています。アンケートでどんなふうに聞くかというのも当然あるんですけども、ですから、そこら辺はちょっと前回も踏まえて検討はしたいというふうに思います。

○高山部会長：

そうですね。ほかにはいかがでしょうか。

○佐藤委員：

これをもとにして出すんですか、調査票。

○渡邊障害福祉課長：

先ほどもちょっと申し上げましたが、これをもとではなくて、これを踏まえて、これとの継続性もやはり調査というのは担保しておかないとまずいので、全く同じという意味ではないですけども、ある程度こちらも定点的に観測している部分は次の調査でも定点的に観測できるように、そこは踏まえる必要があるだろうと。もう一方で、先ほど猿渡委員のおっしゃったように福祉制度改革がされていますので、そういったものも今度はアップデートして入れていくということを考えているということです。

○佐藤委員：

すみません、このアンケートに対しての項目などは、障害者部会で検討するということはあるんですか。

○渡邊障害福祉課長：

先ほど第2回のスケジュールでちょっとお話をさせていただいていますけれども、ここまでの設問肢まで障害者部会にかけるということは考えておりませんが、第2回のところで項目、設問について一定お示しをさせていただいてご意見をちょうだいするということは考えています。多分、この項目の設計の終わるのが8月下旬ぐらいを目途にしている、次の部会が7月の中旬ですので、事務的にもその設問肢一個一個まではちょっと作成が難しいと思っていますから、おおむねこちらの質問、これぐらいの形の質問で進めますよといった形でご議論いただく形を考えています。

○高山部会長：

よろしいですか。

○佐藤委員：

ありがとうございました。

○高山部会長：

本当はいろんなことを聞きたいんですけども、これは生活の実態とか意向調査ですね。そうしますと、やっぱり生活のしづらさとかそういうことが聞きたいんですね。ですから、そういうことに焦点を当てていくような形になりますから、そういう意味で防災というのはもしかしたらありますけれども、もう少し細かく聞くということも今の流れとしてあるかもしれませんので、そういういろんな重要な点みたいなものを次にご意見いただいて、加えていくとか、また課長が言われたように、前回との比較というのもすごく大事なわけですね。ですから、これがベースになるとは思いますけれども、プラスそういう形で加えていくということになろうかと思えます。聞きたいことは本当に生活の実態や本音の部分が浮き彫りになってくると、それが計画にどう結びつけるかということになりますので、そういうような感じということですね。

○渡邊障害福祉課長：

そうですね。

○高山部会長：

ほかにはいかがでしょうか。これだけの方がおられるということですよ、障害のある方がねという感じですよ。

○猿渡委員：

私、ちょっと文京に来て初めてこの調査を行うので、後でじっくり見させていただこうかなと思ってはいるんですけども、多分、東洋大学さんとかに協力していただいて、この調査をやるということですから、やっぱりできれば委員の当事者の方とかが入っていけるようなことがあれば、一緒に何か聞き取りとか。もしできればコミュニケーションとか言語障害とかの人に関してのサポートとか、例えば精神の当事者の方だったらピアサポートとか、同じですけども、それぞれやっぱり委員の方が一緒に入っていったりすると、もうちょっと聞きやすいのかなというところもあるんですけども、皆さん忙しいところだと思うので、入れたとすると、実際にもう私たちがどんなふうな形でやって、設問とか答え方というのをどういうふうな形でやっているのかなと知る機会にはなるかなと思います。

○高山部会長：

調査の方法ですよ。そういうところを質的と量的がわかったら少し。

○渡邊障害福祉課長：

そうですね。今の猿渡委員の話は多分質的調査に入ってくるのかなというふうに思うんですけども、後ほど次の議題がこの質的調査の詳しい説明と議論になるんですが、やはり質的調査を行うに当たって、ある程度客観性を担保するという考え方では、やはり事前に東洋大の学生に対してですけども、トレーニングをして入っていくということになりますので、例えばこのグループには障害部会の委員が入ったけれども、この部会には入らなかったという形で大きく有意差が出るとは思わないんですけども、一方で、そこら辺は改めて東洋大の学生のところとそれをスーパーバイズする先

生方のほうと調整をしてやっていくと。障害者部会の委員の皆さんには、この後ご説明しますけれども、その方向性についてご議論いただいて、それを踏まえて質的な調査を行わせていただければなというふうに思っています。

○高山部会長：

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、資料第2についてはこの方向性でいかせていただいて、また調査の項目等に関しては、また皆様の意見を反映させていくという形で伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

もしくは量的調査のほうの何か方法というか、アンケートをしますよね。回収されて分析とかそういうことについては何か。

○渡邊障害福祉課長：

分析については、前回の調査のものがあるので、基本的にこの調査の分析を踏まえつつ、さらに必要であればクロス集計等々を行って見ていきたいと思っているのが1点。それと、今回は障害種別々に悉皆を行っているので、障害種別々の状況がそれぞれ出てくるかなというふうに思っています。前回の調査、特に身体障害の方については一括して3割の無作為抽出にしたんですね。ですので、その3割の無作為抽出の中にどれだけ障害の別の方が入っていたかわからない形の調査なので、今回の調査に関しては、障害の部位による生活のしづらさ等が出てくるような分析ができるというふうなというふうに今の調査設計段階では考えているということです。

○住友委員：

先ほどの700人という、肢体の中で無作為にということなんですが、私がちょっと気にしていたのは、要するにその中のバランス、アンケートのバランスが肢体でもいろいろな状況の方がいらっしゃいますよね。もちろん児童もいましたり、私たちが管理する子どもからご本人が障害者であると、その辺のバランスというのが無作為に700人という中での調査を出したときに、うまくその調査のアンケートがとれるのかなというのがちょっと先ほどの質問の中の心配というのがちょっとあるんですね。それはどういうふうに、無作為は無作為でももちろんやり方としてはいいと思うんですけども、その辺を正確に、肢体の中でもいろんな状況の中のものを選んでいくという部分に関しては、ある程度すみ分けみたいなものをしたほうがいいのかというのをちょっと思ったんですけども、どうなんでしょうか。

○渡邊障害福祉課長：

今回、無作為約3割程度というところで、志村先生にもちょっと相談をしながらやっているんですけども、一定統計学の中で2,300の中から約700とれば全数をやったのと変わらないという形で出るというふうに思って考えていますので、無作為の中に700人がきちんと分散で入っているものというふうに想定をしてやるという形です。詳しくは志村先生にご説明を補足していただければと思います。

○志村オブザーバー：

今回、何人ぐらいのサンプルを選んだらいいんでしょうかというような相談を受けてまして、統計的な検定をかけるための予備的な数値を精度5%で、信頼率95%という数値を入れて計算してみたんですね。これはもう実際に出た数値5%の中に95%の方

がそこに入ると、そういうカテゴリーなんですけれども、相当信頼率が高いものになっています。これで計算しまして出しているのが330、それを回収率は半分返ってくればと、そういうことも含めて数値を出していただいていますので、そうすると、これは実態に迫れるのではないかというふうに考えて出させていただいています。

○高山部会長：

よろしいですか。

○住友委員：

ありがとうございます。

○高山部会長：

抽出の仕方がね。

○住友委員：

そうなんです。それによってバランスというかアンケートが正確に、なるべくだったらとれたほうがいいなと思いましたので。

○佐藤委員：

それから、重複障害ということも考えられますでしょう。知的と肢体も持っているとかいろんなその問題をどういうふうに解決していくか、選んでいくかという問題も一つあると思うんですね。

○渡邊障害福祉課長：

原則としては、各単体で考えていくという考え方で、先ほど志村先生にちょっと補足説明をしていただいたんですが、いわゆる2,300人に対しては今の理論で信頼率の高い形でとると。当然重複の方もいらっしゃるのとはわかっているんですけども、その部分については、むしろそれ以外の手帳のところで全数をとっているものがありますので、そこからの調査で一定見えるかなというふうに今の設計段階では考えているという形です。あえて重複障害だからといったような抽出調査は考えていないということですね。

○高山部会長：

本当は二千何百名一人一人をお伺いするのが一番いいんですけども、できないからこういう形なんです。統計上とか調査のいろいろこういう場合にもいろんな分析の研究の積み重ねで、これで相当高い数字の分析ができると、そういうものがありますということと、もう一つはやっぱり調査の限界があるんですね。そういう意味では、例えば知的障害の方であったとしても、やっぱり発達レベルがあるということによってはそこら辺も難しいですし、精神に障害のある方も難しいということなので、これである程度のものは出るはずだということがこれまでの実績によってあるということでもありますので、そういうことでちょっと進ませていただく。いろいろな配慮はしつつということが前提にありますので、今のご意見は大切ですので、それを抽出するときにちょっと反映させていきたいと思えます。その反映の仕方はまた今度説明いただくということです。

そうしましたら、質的調査のほうの議題に移りたいと思えますので、議題2で質的調査実施についてまた説明をお願いいたします。

○渡邊障害福祉課長：

では、資料の第3号をごらんください。こちらは席上配付させていただいたものです。質的調査のさらに詳しいバージョンのものになります。

調査目的は先ほど申し上げたとおりです。調査の実施内容からごらんください。

調査の対象としては、区内の施設12カ所の施設を想定していて、人数としては194人の知的障害の方、施設通所している知的障害者の方を対象にしようというふうに考えています。対象としては下に書いてある12施設を考えています。

それから、実施の時期としては8月から9月、いわゆる東洋大学との協働を予定しておりますので、学生の夏休みという時間を活用させていただいてやるということです。

調査の内容と項目ですけれども、基本聞き取り調査の内容は裏面にちょっと概要もあるんですが、日中及び施設での過ごし方、それから、今後希望する生活、自立生活に向けた取り組み、相談、余暇などを聞くと。設問の項目、これは裏面をごらんください。聞き取り調査をする際に、グループ毎に聞く内容がばらばらでは集計できませんので、面接の内容としてインタビューガイドというものを作成して、質問者はこれに沿ってあるいは会話の流れに沿ってこの質問に当てはまる形でやるという形です。このような大きな約4項目、属性や現状、それから自立生活や移行への希望やニーズ、それから相談、それから地域交流や余暇支援などのことについて直接お伺いをして聞くということを考えています。

ただ、1対1の対面ではなくて、先ほど申し上げたグループインタビューですので、複数の知的障害者の方に対して、複数の学生が聞くと。二、三人でしようかね、学生。それに対して五、六人の知的障害のある方がグループで話し合いをしながら聞いていくというようなことを考えているということになります。

表に戻っていただいて、こちら先ほど言いましたが、報告書については量的調査と合本して1冊にするよというものでございます。

雑駁ですけれども、説明としては以上です。

○高山部会長：

質的調査の実施で、対象が知的に障害のある方というふうに限定されますけれども、こういう形で行いたいと思っています。

○佐藤委員：

ちょっと質問、いいですか。

○高山部会長：

どうぞ。

○佐藤委員：

就労している方たちに対してグループインタビューをやるかと考えていらっしゃるんですか。

○渡邊障害福祉課長：

そうですね。今回はあくまでも区内の施設の利用者に対して、知的障害の方に対してやろうと思っています。就労している方については、グループインタビューというのは予定しておりません。なかなかスケジュールを合わせる事が難しいということが1点あるのと、一方で、量的調査の中で確実にその方に調査票がいきますので、そ

れで話を聞こうということになっています。

○高山部会長：

はい、どうぞ。

○山口委員：

民間施設の中でドリームハウスから下の表はグループホームの利用者ということになるんですけども、そちらの方のインタビューはどういう形でやるのでしょうか。

○渡邊障害福祉課長：

基本的にはこちらのドリームハウス以下グループホームさんの都合を調整つけた上でグループインタビューができる日程を調整して行う、ほかの通所施設と変わらない形でやろうというふうには思っています。ただ、ここの部分については先ほど佐藤委員から話もあったとおり、就労している人ももしかして入っているかもしれません。それはそれという形で、グループインタビューで聞くという形です。

○高山部会長：

これ施設あるいはグループホームのスタッフの人たちと一緒に協働して、ちょっと協力していただきながらという形になろうかと思えますけれども、一応私の高山ゼミと志村ゼミというのが4年生のゼミ、4年生にやらせます。4年生は全員実習に行き、そして、社会福祉士の資格をとろうとしている人たちなんですね。約三十五、六名いますけれども、今月からきちんとインタビューの訓練をしまして、このインタビューのガイドに沿って志村先生を中心にその勉強会をしながらという形、全員ボランティアであるとか実習には全員来ていますので、またそういう方向性に行く学生ということが私たちのゼミに集まっていますので、そういう学生をピックアップしてという形になると思えますので、そういう学生が行うということになっています。ただ、まだ文京区と契約をしていただけていませんのであれですけども。

○渡邊障害福祉課長：

早目にします。

○佐藤委員：

これだけのインタビューの項目に答えられるかどうか。

○高山部会長：

そうなんですよね。だから、そこら辺も含めて事業所さんと事前にいろいろな準備をしながらという形になるかなと思いますし、また、すぐこれがうまくいくかどうかというのは信頼関係もつくらなきゃいけないという部分がありますので、そういう意味では学生たちは割とそういうことができる学生がおりますので。

○江澤委員：

質的な調査の中で、前回も話題になっているんですが、何か知的に障害のある方たちの場合、事業者側が福祉ニーズを発信していくということが圧倒的に多いじゃないですか。ですから、事業者のインタビューという聞き取り調査をしていただければというふうには思います。ヒアリングですね。

○渡邊障害福祉課長：

今回、あくまでも障害児者の実態調査なんですね。ニーズを把握している事業者がいるということは十二分に理解をしているんですけども、そこについて調査として

のインタビューをかける考えは今のところありません。

○江澤委員：

実際に本人の意向を発信する時点で、ご本人たちが圧倒的にやっぱり情報量の不足があるわけじゃないですか。やっぱりそこら辺が背景になって計画に反映されると、あるもの、資源の既存のものしか出てこないようなそんな形になるので、できれば事業者が新たに情報量をふんだんに使った中で発信できるような、そういう計画を盛り込めるといふふうに思うんですが。事業者側のヒアリングは、そんなに数は多くないんじゃないかと思います。

○渡邊障害福祉課長：

おっしゃる内容を考えていくと、おそらく通所の施設だけではなくて障害者を対象とする居宅支援事業所も全て対象にしなくてはならないとなると、数十の世界になってしまうということが考えられることが1点。ですので、今回あくまでもこれを障害者と障害児の実態調査と意向の調査をするというのが主目的ですので、そこにおいて知的障害のある方のいわゆる意思決定支援であるとか、あるいはニーズの部分の代弁ということについては、むしろ26年度の計画策定時において自立支援協議会に当然この障害者支援計画を策定する際には諮るように国からの方針が出ておりますので、自立支援協議会を通じて計画に反映していただければよろしいかと。むしろ今回は利用の偏り等の部分が、かなり全数に近い形で調査をしますので、その落ちている部分が調査の結果出てくる可能性があるかなというふうに思っているところがあります。よく知っているのは出てくるけれども、知らないサービスは出てこないということももしかしたらこれは逆説的な意味で結果が出てくるだろうということも、あわせて基本的に非常にニュートラルに調査はとっていききたいなというふうに思っているので、江澤委員のおっしゃっている部分については、むしろ平成26年度計画策定の段階での計画の内容を自立支援協議会にぶつけて、自立支援協議会から、あそこには事業者が入っていますので、事業者の意見を聞くあるいはそこで自立支援協議会として事業者の意見を集約するという活動があってもよいのではないかとというふうに考えているということです。

○江澤委員：

わかりました。では、自立支援協議会に期待をしたいと思います。できればこのスケジュールの中にそこら辺のすり合わせができるようなスケジュールを組み入れていただけるとありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○渡邊障害福祉課長：

来年度でいいですよ。

○高山部会長：

多分、この今回の調査をすることによって、そこから見えてくるもので事業所のすり合わせをするという形のほうがいいんじゃないかなというイメージなんですよ。一緒にやると。だから、そういう意味では、今年度これをやりますから……

○渡邊障害福祉課長：

今年度これをやりますね。報告書が完成するのが来年の2月の下旬ぐらいから3月の中旬を考えています。ですから、今度はそれをたたき台にして、自立支援協議会の

相談支援専門部会なりでこういうアンケート結果が、文京区で調査があるけれども、これは実態どうなんだと。サービス事業者としてどういう形でこれがちゃんとできているのかという検証をしていただくことは、逆に相談支援専門部会や自立支援協議会の主たる役割だと思いますので、そこでやっていただけるのがよろしいかというふうにこちらとしては考えています。

○高山部会長：

オプションで。

○江澤委員：

ただ、実際に私が事業者側として、例えば移動支援なんかの事業があるじゃないですか。そこら辺の実態とか不足する資源とかという部分はやっぱり事業者しかわからないというところがあるので、そういうところをやっぱり計画に反映させるという部分をどういうふうに調査実態として浮き彫りにしていくかということは大切なことだと思います。

○渡邊障害福祉課長：

ですので、すみません、その点についてはむしろ自立支援協議会を中心として、そこに管轄されている委員の皆様による事業者間の連携の中でこれだけ足りていないんだということを数的にお示しいただいて、計画に反映する。それは区が調査をするのではなくて、事業者は事業者としてそれを社会的責務の中できちんとやっていただくことも一方で必要かと思います。

○高山部会長：

そうですね、今の自立支援協議会で取り上げているのもいいですね。

○渡邊障害福祉課長：

そのほうがいいと思います。

○高山部会長：

どうぞ、はい。

○猿渡委員：

面接聞き取り調査のところの自立生活というようなところがあって、多分自立生活というものの捉え方なんかも、うちはほかの委員が自立支援協議会の相談支援部会に今年入って、自立生活センターとかで言っている自立生活と一般に言われている自立生活と多分皆さんが考えている自立生活と、多分それぞれの違いなんかもあるのかなと。うちの事業所でもあったり自立生活センターでもあるんですけども、意見を言える知的障害とかの当事者の方たちもいれば、やっぱりいろんなことを事業者側というのはいろいろあると思うんですよね。

でも、例えば自立生活だけではなくて、どういうふうな、もっと多分この中で本人たちがわかりやすいような自立生活でこういうふうなものがほしいというのを出せるような働きかけをしてもらったほうが多分自立生活と言われても、自立生活は何、確かに僕たちとか障害の本当に重い子たちはほかの人から介助が受けられる、僕の同級生なんかも文京の福祉センターとかにいますけれども、やっぱり障害の本当に最重度の人たちに関しては、やっぱりほかの人たちから食事介助が受けられたり、そういうところからもやっぱり自立は入っていったりすることもあります。そういうところ

もあるので、自立生活というのは難しいところだと思いますけれども、どういうふうな生活をしたいのかということとか、本人たちにもやっぱりわかりやすいように、家族の人とかも含めてわかりやすいような質問の仕方をしないと出てこないかなと思うところは多分いっぱいあるんでしょうね。

そういうところはいろいろ工夫してもらって、例えば文京区でこんなサービスをやっているけれども、こういうサービスがあったらもっと、文京区の例えば特例子会社は今1カ所しかないのもっとふやしてほしいとか、例えば中間層と言ってはあれですけども、障害の重い、軽いしかいなくて中途半端というか、途中の子たちも多分少ないのかもしれないですけども、どこも行けない人たちもやっぱりいますよね、いろいろ難病の方も含めて。そういうところで実際問題、自分の行けるところがないとかいうところも含めて、これは今例えば文京区で小石川4丁目の施設みたいな、こういうふうなものも少し考えているんですけども、どういうふうな生活をしたいですかという中の選択肢としても少し入れてもらえたらいいのかなと。

○高山部会長：

ありがとうございました。これはまさにインタビューガイドですので、こういう内容のことですね。この語りだとかいろんな工夫はそれぞれやっていくと。今、志村先生が考えていますけれども、例えば絵を活用したりとか、それから、志村先生、何でしたか。どうぞ。

○志村オブザーバー：

この辺の2番のところに関しては、特に私のほうの中に今あるのは、カリフォルニアのISPを作成するためのガイドブック等がありますので、そういったものを使ってやりたいと思うというのがまず1点と、それから、割と絵カードとかを使っていますので、今月末にiPadを使ったコミュニケーションツールをつくっている方に来ていただくので、ちょっとそんな方々からツールのアドバイスなんかをいただきながら、できるだけ本人の意向が表出できるような形で考えてやりたいなとは思っています。

○猿渡委員：

例えば今回のトーキングエイドの中に新しくコミュニケーションに関し幾つか入っているとか、今の新しいものと、写真を撮って文字を書いて、そういう僕なんかだと知り合った後、手づくりでやっている方なんかもいますので、そういうふうによりわかりやすい形で示していくと。

○志村オブザーバー：

特に自閉傾向のある方々のコミュニケーションツールを研究されている方ですので、ちょっと相談させていただきながら、将来に向けてどんな絵カードがあればいいとか、そういう準備をさせていただきつつ考えていきたいと思っています。

○高山部会長：

そういうツールをいろいろと活用して、またそれを今度事業所ときちんと連携をとりながらできるといいかなと思っていますね。そういう意味では今回初めてかもしれないと、ツールを使うとか初めてかもしれないということなので、また猿渡さんにもいろいろなノウハウもあると思いますので、また聞かせていただきたいと思っています。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですかね。

議題としてはこの2つになりますね。

○渡邊障害福祉課長：

はい、以上で。ありがとうございます。

○高山部会長：

皆さんのほうから何か全体的にも、あるいは何か情報がありましたら。江澤さんとか、ないですか。

○江澤委員：

今回の調査の中で冒頭に高山先生のほうからお話のあった権利擁護という部分の差別関係というようなアンケート内容がどういうふうに盛り込まれるのかなというふうな課題があると思うんですが、できれば差別なんかは明確なガイドラインがないので、ご本人からそう思われる事案についてなんていうのも実際統計が難しいかなというふうには思いますけれどもね。

○渡邊障害福祉課長：

差別という文言を使うかどうかは別にして、生活の生きづらさの中でこういったことがありませんかといった設問をつくって、最終的にこのランクだと虐待に当たる可能性が濃厚だよねといった部分は、いわゆるアンケート調査の中でも一定程度見えることはできるのかもしれないというふうには思います。虐待に関しては、確かに虐待という文言は多分アンケートの中に入れられないというふうには思いますが、一方で、生活のしづらさという観点で見た結果として、これはそういった可能性が濃厚であるといった傾向を把握すると、もしかしたらできるかなというふうには思います。

ただ、一方で障害者虐待防止という観点からすると非常に個別性が高いので、そのあたり量的調査の中では一定の限界があるのかなというふうには思っているところではあります。ご指摘としては非常によく理解できますので、反映するように検討したいというふうには思います。

○高山部会長：

今回の解消法もいわゆる公的な施設や建物に関しては差別というものが適用されるんですけども、民間的なものはされないような文脈なんですよね。今それを詰めていますけれども、もう一つ、合理的配慮ということですね。ここをどこの基準でやるのかみたいなことが必要になってきますね。ただ、これは僕は基本的に法律ができて、その法律ができてある程度基準ができますから、そこからまたいろんな基準をつくっていかなきゃいけないということになろうかなという感じもありますので、法律はやっぱりつくらないと始まらないんですよということがありますので、これが早く通ればなと思いますね。

○渡邊障害福祉課長：

今回のこの障害者部会の皆さんにご議論いただく調査に関しては、この10年、大きく障害者施策の法律が変わってきている中で、実際に今障害のある方がどんなふうに暮らしていらっしゃるかっていて、どんな暮らしを望んでいてというようなところを非常にニュートラルに捉えたいというふうに思っています。ですので、そのあたりは当然法の成立も必要なんですけど、一方で、今本当にどういう生活をされていますかという

素朴なところをこの調査で確認できるといいなと思っています。

あと一点、ごめんなさい、補足ですが、今回のこの調査の中では男女の別を量的調査ではやりたいというふうに思っています。今までそういう分析はないんですけれども、男性、女性というところでちょっと考えたい、検討したい、反映したいと思っています。すみません。

○高山部会長：

地域はないんですか。

○渡邊障害福祉課長：

地域に関しては、実は介護保険の高齢者介護保険事業計画のほうでは、国でいわゆる日常生活圏域というもののなかで圏域別に地域有意差があるかということはテーマとして上がっているんですが、先方の母数が約4万人に対して、文京区は障害のほうは先ほど見ていただいたとおり七、八千という数字なので、地域に分けてしまっても恐らく有意差は出てこないだろうということで、地域別で出すことは考えていません。

○高山部会長：

どうでしょうか、委員の方でご発言のない方。

○溝畑委員：

ちょっとよろしいですか。私、今回参加したということでいった場合、今回の調査が生活実態の調査ということなんですけれども、逆に今度は雇用する側から見たときに、先ほど就労実態の話も出ましたけれども、この調査、前回の調査ですか、これだと就労の状況についてという4番の項目がございますよね。これに関して言うと、これは就労の状況というよりも一般企業に就職するために必要なことは何だと思えますかというような設問であって、就労の実態の調査ではないんですね、むしろ。何で図られているか程度のことしか書いていない。ただ、雇用に関していうと、雇用促進法とかあちらのほうがございますから、あちらのほうでいろいろ調査されているかと思えますけれども、あえて言えばこの就労状況が例えばこの障害者の方から見た場合に、自分が働いている上において企業側にこういうふうなことをしてもらえるといいんだというようなことがあったら、どうかなというのはちょっと……

○高山部会長：

そう思いますね。

○渡邊障害福祉課長：

ありがとうございます。これが今見ている参考資料が平成17年度に実施をしているもので、今、溝畑委員のおっしゃったような促進法はあったんですけれども、まだその当時精神障害のみなしも成立していなかった状況、知的の人たちがみなしの時代だったのかなと思うんですけれども、その時代なので、この程度であるということと、実はこのアンケートのときに働いているといったときに多くの知的の障害の人は福祉作業所で僕、働いているという意見があって、かなりそこでは錯綜した部分があるんですね。ですので、今、溝畑委員おっしゃったとおり一般企業で働いているというのと施設で働いているのを分けるだとか、一般企業で働いているのであれば、企業にどのようなことを望むのかといったようなことも今回はかなり障害別でとりますし、調査の意味が十分あると思いますので、反映する方向で検討したいと思います。ありが

とうございます。

○猿渡委員：

ということは、就労のA、Bと一般企業と特例子会社とそれぞれ違いますよね。そういう部分でのちょっと簡単な書き方というか、雇用契約されている就労Aと一般企業の就労とまた若干違ったりしますよね、法律の中で。そういうところとか福祉的就労、今の就労意向とかの絡みの就労というところと若干そこら辺は何かわかりやすい書き方とか入ってくるんですか。

○渡邊障害福祉課長：

分類をすることによって、より詳しい調査ができるというメリットがある一方で、設問肢がふえることによって混乱して書いてくれなくなるということもあるので、そのあたりは勘案して考えたいと思いますが、少なくとも一般企業と福祉施設という2つには分けたい、最低でも。それぐらいが書く側にとっては負担のない範囲というのもあると思うので、それこそさっきどなたか委員がおっしゃっていましたが、聞きたいことは山ほどあると。やり始めれば設問100も見たい、肢で入れたら400肢ぐらいできるみたいなものが平気でできるんですけれども、それはやるほうが冗談じゃないという話になってしまって回答率にも影響してきますので、やはりそれは一定条件を踏まえつつやりたいというふうには思います。ご意見としては十分わかります。ご意見、ありがとうございます。

○住友委員：

すみません、207ページで災害対策情報提供というところがあるんですが、11番です。今おっしゃったように質問項目をふやせば幾らでもふやせるということもあるんでしょうけれども、この避難ということに関して、すごく今、障害者が3.11の件も含めて少し心配事がいっぱい出てきていると思うんですね。この中で避難所におけるトイレの利用に不安を感じるかとかいろいろ9項目、「わからない」、「その他」、一応9まで入っているんですけれども、避難所では生活できないというのが実際にはほとんどの利用者というか思いがあるんですね。だから、もうちょっと内容的に今のあれに合わせるような形の質問という、その他で書けばいいんでしょうけれども、なかなか質問に応じて答えるという方のほうが多いのかなというふうに思いますので、ちょっと肝心なところ、多分障害者は避難所では生活できないというのが一番不安というか、要素に入っていると思いますので、そういうところをもっと吸い上げてもらえるような質問事項をちょっと考えていただけるといいのかなと感じていますので。

○渡邊障害福祉課長：

ご意見としてはあって、その当時、これが入っているだけでもよくできているなと思います。3.11後なので、これでは足りないというふうには思います。全体のバランスの中でももう少しそれは膨らませられることができるかなとは思っているところはあります。

もう一方で、これはアンケートと直接関係がないんですけれども、一般の避難所の中でいわゆる災害時要援護者、障害者に限りませんけれども、そういった方が安心して避難できる環境の構築というのが課題だという認識はしているので、それがなかなか結実していないというのがあるんですけれども、課題としての認識は当然持ってい

ますので、そのあたりも踏まえてアンケートはしたいな、調査したいなと思っています。

○住友委員：

よろしく申し上げます。

○高山部会長：

ほかにはよろしいでしょうか。

次回は7月ごろですね、この部会が開かれますのは。そのときにこの項目のもう一回協議をしたいと思いますので、今日いただいた就労のところであるとかあるいは災害対策や防災あたりのところは工夫をして盛り込んでいくような形にしていくということで、次回、またその間にこれを読み込んでいただいて、皆様もしご意見があったらということでもよろしいですかね。

○渡邊障害福祉課長：

はい。では、この後の事務的な話も含めてお預かりをしますが、参考資料としてお渡しをしているのが前回の量的調査の質問肢全てになります。ですので、読んでいただいて、ここはこうなんじゃないかというご意見があれば障害福祉課のほうにメールでも結構です。メールフォームで埋めていただいても結構ですので、そちらでご意見をちょうだいできればというふうに思います。

次に、次回の日程は7月18日木曜日の午後1時半からという形で考えています。今日が5月14日で2カ月しかないということから、これは実際の設問肢、配布する調査票については、お出しできないと考えています。ですが、これに近いもの、こういう設問でこんな感じぐらいといったものまでは次回お出しをしたいと思っておりますので、その上で皆さんにご議論いただければと思っています。それまでにご意見をちょうだいできれば、できる限りこちらで検討して、反映できるものは反映していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお預かりをしたいというふうに思います。

○住友委員：

すみません。その設問肢は当日配付ですか。

○渡邊障害福祉課長：

できる限り早くつくって、事前にお渡しをしたいというふうには思っていますが、何せ人海戦術でやっているわけではないので、あくまでも約1名が奮闘している状況でございますので、そのあたりはご理解をちょうだいできればと思います。

○宇賀治委員：

細かいことなんですけれども、今の災害の部分なんですけれども、実際に文京区は要援護者に登録するかしないかということで書類をつくっておりますよね。ですので、ここは「つくとしたら」みたいな表現なんですけれども、つくっているというか提供して呼びかけているのも知らなかったという方がいる場合もあるので、その辺のところのこの文言を少し変えていただいたほうがいいのではないかなと思うんですが、この間、3月11日の後に実際には障害者の方々にも呼びかけているはずですよ。それで登録された方もいらっしゃるけれども、ほとんど登録がなかったということは、状態が知らされていないのか、それでも嫌だということか、ちょっとそこら辺がわからないから……

○渡邊障害福祉課長：

ちなみに多くの方は「それでも嫌」なんですね。

○宇賀治委員：

でしょうね。

○渡邊障害福祉課長：

というのは昨年度の「障害者福祉のてびき」を手帳所持者全員に送っており、それに全部登録票を入れてお渡しをしているんですが、そのとき4月、5月は回収率がよかったですけれども、その以後来なくなりましたから、当然3.11以降、障害のある方の保護者も含め、知的障害の保護者とお話をした時、そういった今、宇賀治委員のようなご意見があってどうなんですかと、周知はどうなっているんですかと聞かれたので、「では申しわけありません。この中で登録された方は」と言った瞬間に手が挙がらないんです。何でですかと聞いたら、いや、私が本人の面倒を見るからだ。個人情報を出したくありません。愕然としたんですけれども、だから、やはりそのあたりはもう少しこちらの制度も含めて、先ほども途中ちょっとお話ししましたが、災害時要援護者名簿については区市町村の作成義務が課されていて、提供についてもやりなさいという形になりましたので、どういった形であればご提供いただけるのかということをもう少しこちらでも検討した上で進めていきたい。あと、アンケートの一設問肢にするかどうか、このあたりもちょっとよくよく考えたいなというふうに思います。結構設問肢一個は重いので、要するに莫大にふやせないののでどうしようかなというふうにちょっと思っています。そのあたりはよく志村先生と相談をしつつ、設問肢はつくっていききたいと。

ただ、防災の観点、災害の対策の観点は抜くことはできないだろうというのが今の状況だということでございます。

○住友委員：

今の要支援の、うちはちゃんと登録をしているんです。

○渡邊障害福祉課長：

ありがとうございます。

○住友委員：

もう大分前からして、ほかにも呼びかけてはいるんですけれども、ちょっと利用する側として心配事があります。消防署、警察、民生委員、町会役員と書いてありますけれども、実際に民生委員さんは何十人も担当者をお持ちでいらっしゃるということと、町会の方たちは高齢の方が多いということと、本当に私からすれば消防か警察が来ていただけたらなというふうにやっぱり利用する側としてはちょっと不安材料がありますよね。それでも、どなたかでも助けていただければ、もう自力では絶対無理という思いで登録はさせていただいているんですけれども、やっぱりその辺の明確な何か安心だよというものがないと、なかなか個人情報だけが先走ってという部分がきつとあるんじゃないのかなというのをちょっと感じていますので、それは文京区でどうこうということではもしかしたらないのかもしれないんですけれども、その辺が確約して、これなら登録したい、助けてもらいたいという何か、もちろん町会、民生委員さんも含めてですけれども、そういうものが何かできるといいなというのはちょ

っと常々思っているんですけれども。

○渡邊障害福祉課長：

今後どうするかということとはちょっと置いておくとして、今の現状だけお話をしますが、平成24年度において文京区の地域防災計画の修正を行いました。その修正に当たって、地域防災計画の要援護者の部分、高齢者、障害者それぞれあるんですけれども、障害者は障害者で防災の検討部会を立ち上げて検討しました。その中で一番問題になったのは、今、住友委員のおっしゃるとおり、安否確認をどうするのかという話です。実際のところ、今委員がおっしゃったとおり民生委員の人たちは高齢者・障害者を含めたら約5万人弱とか、75以上を考えると2万数千人とかという方が文京区内にお住まいになっていて、その人たちをどうやって安否確認するのか。やはり事業所も含めてやらなければだめなんじゃないかというところまで話が進みつつあり、今年度については職員の防災行動マニュアルの改正、修正というのもありますので、あわせて安否確認等は福祉部の課題としては検討していかなきゃいけないという認識は持っています。

一方で、私が障害福祉課長として災害要援護者名簿の周知の場で皆さんにお話をしているのは、区には住友さんのお子さんの個別的なケアとか、本人のくせだとか、こういったことに注意してくださいとかいうデータはないんですね。それは要援護者名簿登録に書けるようになってきているということです。

○住友委員：

簡単なあれですね。

○渡邊障害福祉課長：

簡単に書いたらどうとでも書けるような枠になっていますけれども、あそこに事細かに書いていただくと、もし万が一親が亡くなってしまって子どもだけ残った場合に、何に注意したらいいのか、何の薬を飲んでいたのかみたいなのも含めて区に情報があるというのは、やはりこの方を支援するには非常に有用な情報が区にあるということで、ぜひ登録をしてくださいということをお願いはしています。障害福祉課が把握しているのは、そんな皆さんの細かい支援の方法、例えばこういう方がいらっしゃいましたけれども、「頑張れ」という言葉かけというのはだめですという方がいらっしゃいますけれども、そういった細かいことは区では把握していません。障害福祉課では手帳の情報だとかサービスの受給の状況はわかっていますけれども、そんなに細かいところまでわかっていないので、むしろそういった親御さんだからこそ書くことを書いて区に登録していただくと、区として保管できるので、それを何か万が一のときに活用できますよと、そういう案内の仕方をさせていただいて、今後その要援護者名簿の案内のところでもそっちのほうをちょっと重視して、助けてくれる、くれないじゃなくて、もし万が一何かあったときに、区にこの方の支援のノウハウが残せますよと、そこは大きなメリットですといった形で少し文言を変えるように、防災課にはちょっと話をしたいというふうには思っています。あるいは障害福祉課でプラスでつけてもいいんですけれども、それをちょっと考えていきたいというふうには思っています。

○高山部会長：

ちなみに大田区は高齢者のほうですけれども、地域包括支援センターというのが中心になって、見守り体制の中にそういう情報を各地域包括支援センターのところにリンクさせて、それを今度障害者でやろうということです。「みま〜も」という名前なんですけれども、そういう形でいろいろ何かキーホルダーみたいなものを持っていて、そこにいろいろ情報が入っていて、そこに電話をするとわかるようなんですが、いろいろ工夫していることがあるので、文京区はそういう意味では、そういう相談支援事業所も含めてできるんじゃないかなと思いますので、いろんな工夫ができそうな感じはありますよね。単なる名簿をどうするかだけじゃなくてですね。

○渡邊障害福祉課長：

今おっしゃられた「みま〜も」じゃないですけれども、東京都がヘルプカードをつくらと言っていて、それについて障害福祉課は今年度検討を進めることにしていますので、今年度中には作成をしたいと思っていますから、その中にそういった場合のヘルプもできればいいなと思います。

○高山部会長：

ありがとうございました。ちょうど予定の時間になりましたけれども、ほかによろしいでしょうか。

では、今日から始まりましたけれども、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○渡邊障害福祉課長：

では、すみません、1点だけ。先ほど申し上げたとおり、次回日程は7月18日木曜日でございます。それと、事務方のほうで謝礼等の事務連絡があります。

○事務局：

謝礼について説明させていただきます。

本日のこの部会の謝礼なんですけれども、交通費程度になってしまうのですが、会議終了後二、三週間を目途にお届けいただいた口座のほうに振り込ませていただきますので、ご確認をよろしくお願ひいたします。

○渡邊障害福祉課長：

ありがとうございます。結構です。

○高山部会長：

では、なるべく早く調査票の粗々を送っていただくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

どうもありがとうございました。